

令和5(2023)年 8 月

伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務マニュアル (令和5年8月発行版)の主な見直しおよび修正・加筆内容について

※以下は、主な修正・加筆内容です。軽微な修正・加筆内容は記載していませんので、
ご注意ください。

1. 稲野・鴻池地域包括支援センターの所在地について(P3)
 - ・令和5(2023)年4月1日時点:新所在地「広畑 3 丁目 1(3 階)」に移動しています。
2. 笹原・鈴原地域包括支援センターの開所日について(P3)
 - ・令和5(2023)年4月1日時点:開所日「月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分
(土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日の年末年始は休み)」に変更しています。
3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施について(P13、P37)
 - ・ケアプランの提出が確認できない場合、給付管理を行うことができないため、報酬請求
の手続きを一時停止せざるを得ないことがあります。介護保険サービス利用開始時には、
担当地域包括支援センターへ速やかにケアプランを提出してください。
4. 介護予防サービス等利用実績報告書および利用実績の提出について
(P14、P38)
 - ・基幹型への提出が可能になりました。
地域型地域包括支援センターへの提出日より「締切」が早いので随時ご確認ください。
基幹型での「締切」後は、各地域包括支援センターへ直接持参していただいています。
5. ケアプラン変更時の提出書類について(P32)
 - ・基本チェックリストは、新規、更新、区分変更時は作成の上、提出いただくことが必須です。
それ以外のケアプラン変更時は、必要に応じて作成提出で可となりました。
6. 「包括」への報告事項とその他の提出書類について(P43～44)
 - ・「同居家族がいる場合の生活援助算定シート」および「軽度者に対する福祉用具貸与の
例外給付に係る申請書、主治医連絡票等の手続き書類」の提出が必要に応じて作成、
提出で可となりました。
ただし、P44 補足説明を参照の上、ケアマネジメント上、必要で適切な取り扱いを
行ってください。
7. 介護予防・日常生活支援総合事業に関する「各種様式」について(P47)
 - ・伊丹市役所ホームページの変更に伴い、訂正しています。